地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業仕様書

令和５年６月

長　島　町

1. 事業名称

　　地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業

1. 事業の目的

　　本町では、令和３年９月に「長島町二酸化炭素実質ゼロ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、温暖化対策に全力で取り組むこととして いる。

その実現のために、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、脱炭素化に向けた計画策定を行い、持続可能な社会の構築に向けて行動を進めることを目的とする。

1. 受託者の責務

受託者はこの仕様書を遵守し、信義に従って誠実に業務を履行するものとする。

1. 契約期間

契約日から令和6年1月31日まで

５　業務範囲

(1) 基礎調査及び分析

ア　長島町 のエネルギー消費量と CO2 排出量の現状把握及び将来推計

　　①地方公共団体実行計画（区域施策編）の分類に準じて、各部門のエネルギー消費量と CO2 排出量の調査と分析を行う。

　　②2030 年、 2040 年、 2050 年までのエネルギー消費量と CO2 排出量を各部門において推計する。

　　③エネルギー消費量の把握方法は、地方公共団体実行計画策定・実施のマニュアルに準じた方法を推奨するが、有効だと考えられる推計手法を用いるものとし 、公共施設等の実績値が入手可能な施設は実績値を用いた推計手法を優先する。

イ　長島町 における再生可能エネルギー発電量のポテンシャルの把握及び分析

　　①再生可能エネルギー発電量のポテンシャルについて調査及び分析をする。

　　②2030 年、 2040 年、 2050 年までの再生可能エネルギー発電量のポテンシャルの目標数を推計する。

ウ 各部門における省エネ方法の洗い出しと効果検証

　　①各部門における省エネ方法と省エネ効果を整理する。

　　②2030年、2040年、2050年における省エネ導入効果を推計する。

エ 長島町 における持続可能な再エネ利活用ビジネスモデルの調査、検討

　　①再エネ導入拡大及び省エネの普及促進のビジネスモデルについて、自治体と事業者等の役割を明確にしたビジネスモデルを検討し、策定する。

　　②ビジネスモデルに関しては国内外の事例を収集し、長島町の需要と再エネポテンシャルの現状及び将来推計を基に、地域に適したビジネスモデルを策定する。

　　③想定される各ビジネスモデルの事業性評価を実施する。

オ 長島町 における脱炭素シナリオ、再エネ導入目標の策定

　　① 上記 ア～エの調査結果を総合的に判断し、2030年に46％削減 、2050年にカーボンニュートラルを達成する対策目標を、部門別に分析して脱炭素シナリオを策定する。

② 2030年、2050年に向けた 長島町内の再エネ利用率や、地域内で利活用する再エネの種類や規模、ビジネスモデルを分析し、再エネ導入目標を策定する。

(2)打合せ・協議

本町又は受託者が必要とする場合，適宜対面又はオンラインにて打合せ・協議を実施すること。

(3) 協議会の運営及び事務局支援

　ア　協議会の開催に際し、関連資料、議事録、報告書の作成等運営支援を実施する。

　　　（２０名前後で３回程度の協議会開催を予定）

　イ　受託業務の範囲内で、計画策定に必要となる関連資料の作成と、協議会への提出等を実施する。

６　成果品等

本業務における成果物一式は次に掲げるものとする。

なお今後予定している地方公共団体実行計画（区域施策編）策定に活用できる形式をとること。

・報告書（Ａ４判製本、Ａ３判の折込可） 印刷物 ２部

・報告書の原稿一式（電子データ）及び概要版電子媒体 一式

・その他、本業務に使用した各種資料の電子データ 電子媒体 一式

本事業完了後、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

また、本事業において作成した成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は 委託者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

７　業務の進め方

(1) 本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに議事録を作成し、その都度提出するものとする。

(2) 本業務に関し、本町は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。

(3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、長島町個人情報保護条例等に基づいて適切に取り扱うものとする。

(4) 本業務は、環境省の補助事業である「令和４年度（第２次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して行うものであり、同補助事業の趣旨を十分に理解し、同補助事業の交付規程及び公募要領等に基づき実施するものとする。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施するものとする。

8　 協議

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、必要に応じて本町と受託者が協議して定めるものとする。